

産 商 商 第 2 9 4 号

平 成 1 6 年 2 月 2 3 日

平安建設株式会社

代表取締役 小山 芳樹 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年8月27日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社西友 桂店

京都市西京区山田大吉見町11-13

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施により，周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

今後は，法第10条に規定するところにより，また，周辺の状況や経済状況などの変化に伴い新たな問題が生ずる場合にあっては，周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮を行い，当該大規模小売店舗を維持及び運営するよう留意することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量が平日38,793台、休日34,699台（平成11年度道路交通センサス、観測地点1016、西京区上桂三ノ宮）である一般国道9号に面しており、都市計画上の近隣商業地域に立地しているほか、駐車場の一部は、都市計画上の第1種低層住居専用地域に位置している。

周辺の地域の状況は、北側及び東側には、桂警察署等が位置しているほか、西側には国道9号を隔てて店舗及び共同住宅が立地しており、南側には低層住宅が隣接している。

なお、今回の変更は、隣接する国道9号の工事に係る現場事務所等について駐車場の一部を貸与することに伴い、駐車場の収容台数が一時的に209台から168台に減少するものである。変更期間は平成15年10月1日から平成18年9月30日までであり、その後は変更前の台数に復元される予定である。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、国道9号の工事に関する質疑が交わされたものの、今回の変更等に係る意見等はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の一時的な変更計画により駐車場の収容台数は減少するものの、現状調査等によれば、収容台数の不足が生じる恐れは少ないと判断される。